

国民年金 だより

問い合わせ先
保険年金課 年金係
☎(40)5558

学生の皆さん！

学生納付特例

を知っていますか？

国民年金保険料を納めるのが困難なとき、ご利用ください。

学生で収入がなく、国民年金保険料を納められない方は、各庁舎（国分寺庁舎は保険年金課・石橋・南河内庁舎は市民課窓口係）に申請して承認を受けると、承認された期間中の保険料は、支払いが猶予されます。

申請できる方は

20歳以上の学生で、前年の所得が一定基準以下（前年の所得が118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等）の方

学校法人の許可を受けていない各種学校、予備校、海外の学校の学生は、学生納付特例の対象とならない学校もある。

ります。その場合は、各庁舎窓口で、保険料の全額・半額免除納付猶予の申請手続きをしてください。

学生納付特例の

承認を受けた期間は

平成17年度から、承認された期間の保険料は、申請した年度の4月分から猶予されます。

老齢基礎年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額の計算には入りません。

学生納付特例期間中の保険料は、承認を受けた月以降10年以内であれば、さかのぼって納められます（追納）。追納することによって、将来受ける老齢基礎年金の受給額に参入されます。（ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。）

学生納付特例期間中に、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、受給資格があれば障害基礎年金が支給されます。

手続きは簡単です！
手続きは

各庁舎（国分寺庁舎は保険年金課、石橋・南河内庁舎は市民課窓口係）で、「国民年金保険料学生納付特例申請書」に必要事項を記入して申請してください。

手続きに必要なもの

学生証（コピー可）または在学証明書（コピー可）
年金手帳

みとめ印（本人自ら署名する場合は、押印は不要です）

申請は毎年度必要です

学生納付特例制度は前年の所得を基準としていますので、継続を希望される方は、毎年、申請の手続きをしてください。

65歳以上で障害基礎年金の受給権をお持ちの方へ

平成18年4月より、年金の受給選択肢が広がります。

障害基礎年金の受給者は、老齢や死亡を支給事由とする厚生年金給付との併給はできないことになっていたので、障害を有しながら就労して自ら保険料を納付したことが年金給付に反映しにくい仕組みとなっていました。これが平成18年4月より改正され、選択肢が次のように広がります。

現行制度

65歳時点で、老齢年金（老齢厚生年金＋老齢基礎年金）か障害基礎年金を選択

【例】

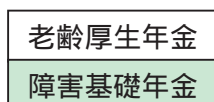


障害基礎年金のみの方が金額が高くなり、障害基礎年金を選択するケースが多い
自ら保険料を納付したことが年金給付に反映しにくい

改正後

障害基礎年金＋老齢厚生年金との併給を可能にすることで、就労をして保険料を納めた期間が年金額に反映されます。

【例】



左記の【例】は老齢厚生年金との併給についての例ですが、老齢厚生年金のほかに

- ・（遺族厚生年金＋障害基礎年金）
- ・（退職共済年金＋障害基礎年金）
- ・（遺族共済年金＋障害基礎年金）

の併給が可能となります。